

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 1号機 | 活性炭ホールドアップ装置冷却塔散水ポンプ入口圧力指示スイッチの点検時、指示精度外が認められたため、当該圧力指示スイッチを交換 | D | |
| 2 | 1号機 | 活性炭ホールドアップ装置空気圧縮機の試運転時、アンローダ計装配管圧力指示計元弁にグランドリークが認められたため、当該弁を交換 | D | |
| 3 | 1号機 | 活性炭ホールドアップ装置床ドレンサンプ液位スイッチの点検時、接断差の測定値に精度外が認められたため、当該液位スイッチを修理 | D | |
| 4 | 1号機 | 気体廃棄物処理系ドレンポット液位スイッチの点検時、接断差の測定値に精度外が認められたため、当該液位スイッチを修理 | D | |
| 5 | 1号機 | 所内ボイラ重油移送ポンプ（No. 1）電動機の点検時、外扇ファンに破損（取り外し時）が認められたため、当該ファンを交換 | D | |
| 6 | 1号機 | 給水加熱器室南西側照明において、照明回路不良（4箇所中1箇所）が認められたため、当該照明回路を点検・修理 | D | |
| 7 | 4号機 | 湿分離器ドレンタンク（A）レベル制御用信号変換器の点検時、計器用電源スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを交換 | D | |
| 8 | 4号機 | 廃棄物処理設備制御室と集中環境施設制御室との直通電話装置において、通話不良が認められたため、当該装置を点検・修理 | D | |
| 9 | 4号機 | 非常用ディーゼル発電機（4A）補助海水ポンプ（B）吐出逆止弁において、動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 10 | 4号機 | 原子炉建屋北側二重扉（原子炉側）において、操作ハンドルの開動作不良が認められたため、当該操作ハンドルを点検・修理 | D | |
| 11 | 4号機 | 無停電電源装置設備検査の警報確認時、検査要領書の検査手順に誤記が認められたため、当該誤記を訂正及び対応検討 | C | |
| 12 | 5号機 | 空気遮断器保守管理における点検計画・実績の確認時、点検手入れマニュアルに定める点検周期の逸脱が認められたため、対応検討 | C | |
| 13 | 6号機 | 使用済燃料移動作業において、計算機筐体の冷却ファン（8台中1台）の停止による「計算機温度高」警報の発生が認められたため、当該冷却ファンを点検・修理 | D | |
| 14 | その他 | 水処理設備・排水処理装置排水用助剤注入ポンプの点検時、配管継手部に破損が認められたため、当該継手部を修理 | D | |
| 15 | その他 | 水処理設備排水処理装置活性炭ろ過器の出口配管において、にじみ（1滴／5秒）が認められたため、当該配管を点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで